

○北しりべし廃棄物処理広域連合広域計画

制 定 平成 15 年 2 月 7 日

最近変更 平成 29 年 2 月 10 日

第 1 章 目的

この広域計画は、北しりべし廃棄物処理広域連合規約第 5 条に規定する項目について、広域連合と関係市町村の基本的役割及びそれぞれが処理する事務を明らかにし、一般廃棄物中間処理施設（以下「処理施設」という。）の設置、管理及び運営に関する事務を総合的かつ計画的に処理し、北後志地域の一般廃棄物の適正処理を行うことを目的に作成するものです。

第 2 章 広域連合と関係市町村の基本的役割

第 1 章の目的を達成するため、広域連合と関係市町村は、次のような基本的な役割を果たしながら、一般廃棄物の適正処理を推進します。

1 広域連合

関係市町村と連絡調整を図りながら、処理施設の適切な管理及び運営を行うとともに、今後の施設整備の方針を定めます。

2 関係市町村

本計画に基づき、一般廃棄物の収集、運搬及び最終処分を計画的かつ円滑に推進します。

第 3 章 北後志地域の一般廃棄物の排出量等の状況

第 1 節 一般廃棄物の排出量の状況

1 一般廃棄物の年度別排出量

- (1) 平成 23 年度から平成 27 年度までの一般廃棄物の年度別排出量は、表 1 のとおりです。
なお、北しりべし広域クリーンセンターの供用に併せて関係市町村がごみ減量化等施策を推進してきており、近年は緩やかな減少傾向で推移しています。
- (2) 平成 27 年度の一般廃棄物の排出量の総計は、60,547 トンとなり、平成 23 年度の 63,980 トンと比較し、3,433 トンの減、減少率では 5.4% となりました。
- (3) 生活系の一般廃棄物（以下「生活系廃棄物」という。）では、平成 23 年度と比較し、1,845 トンの減、減少率 4.5% となりました。また、事業系の一般廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）では、1,588 トンの減、減少率 6.9% となりました。

表 1 一般廃棄物の年度別排出量

(単位：トン)

年度		23	24	25	26	27
生活系 廃棄物	小樽市	32,480	32,087	32,693	32,022	31,118
	積丹町	611	599	639	588	579
	古平町	1,177	1,115	1,064	1,022	981
	仁木町	807	787	822	798	778
	余市町	5,557	5,454	5,502	5,357	5,343
	赤井川村	320	294	312	306	308
	小 計	40,952	40,336	41,032	40,093	39,107
事業系 廃棄物	小樽市	21,268	21,092	20,212	20,147	19,699
	積丹町	102	94	96	85	91
	古平町	166	132	157	120	119
	仁木町	129	124	124	128	131
	余市町	1,330	1,383	1,408	1,357	1,372
	赤井川村	33	33	25	26	28
	小 計	23,028	22,858	22,022	21,863	21,440
計	63,980	63,194	63,054	61,956	60,547	

※ 1 生活系廃棄物は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物の合計量です。なお、資源物は、広域連合が処理した量、関係市町村が独自に処理した量及び集団資源回収による量の合計量です。

※2 事業系廃棄物は、可燃ごみのみの量です。

2 一般廃棄物の種類別排出量の比較

- (1) 平成23年度と平成27年度の一般廃棄物の種類別排出量を比較すると表2のとおりです。
 (2) 生活系廃棄物のうち可燃ごみは1,774トンの減で減少率8.0%、不燃・粗大ごみは453トンの増で増加率7.1%、資源物は524トンの減で減少率4.2%となっています。また、事業系廃棄物の可燃ごみは資源化の取組などの成果が見られ、減少しています。

表2 一般廃棄物の種類別排出量比較 (単位：トン)

種類	可燃ごみ		不燃・粗大ごみ		資源物		計		
	平成23年度	平成27年度	平成23年度	平成27年度	平成23年度	平成27年度	平成23年度	平成27年度	
生活系廃棄物	小樽市	17,500	16,063	5,077	5,456	9,903	9,599	32,480	31,118
	積丹町	420	375	45	44	146	160	611	579
	古平町	741	616	158	128	278	237	1,177	981
	仁木町	435	418	99	103	273	257	807	778
	余市町	3,000	2,851	899	1,004	1,658	1,488	5,557	5,343
	赤井川村	154	153	94	90	72	65	320	308
	小計	22,250	20,476	6,372	6,825	12,330	11,806	40,952	39,107
事業系廃棄物	小樽市	21,268	19,699					21,268	19,699
	積丹町	102	91					102	91
	古平町	166	119					166	119
	仁木町	129	131					129	131
	余市町	1,330	1,372					1,330	1,372
	赤井川村	33	28					33	28
	小計	23,028	21,440					23,028	21,440
計	45,278	41,916	6,372	6,825	12,330	11,806	63,980	60,547	

第2節 一般廃棄物の減量化の施策

関係市町村では、次のような一般廃棄物の減量化や資源化の施策を行ってきた実績から、着実にその効果が得られています。

1 生活系廃棄物の有料化

仁木町及び古平町が先行し、小樽市が平成17年、余市町及び赤井川村が平成18年、積丹町が平成19年から有料化を実施しています。全ての関係市町村において、廃棄物の排出量は減少しましたが、有料化実施後のリバウンドは生じていません。

2 事業系廃棄物の減量化

小樽市では、生活系廃棄物より早く平成12年から事業系廃棄物の有料化を実施するなど、事業系廃棄物の減量化を図ってきました。小樽市を除く5町村（以下「5町村」という。）では、生活系廃棄物と併せて有料化を実施するとともに、許可業者による収集の促進、資源化等を推し進め、事業系廃棄物の減量化に努めています。

3 生ごみ対策

積丹町、古平町及び余市町ではコンポストや電動生ごみ処理機の購入に助成し、赤井川村では事業系ちゅうがい類の堆肥化を進めています。

4 資源物収集

資源物については、広域連合処理施設の受入に加えて、5町村がプラ類、古平町及び余市町が雑紙等を独自ルートで資源化しているほか、積丹町では衣類を拠点回収しており、小樽市、古平町及び仁木町では集団資源回収へ助成を行っています。また、小樽市、積丹町、古平町及び余市町では小型家電の拠点回収を実施しています。

第4章 事業計画

第1節 施設整備計画

1 北しりべし広域クリーンセンター

平成19年に供用を開始した当該施設も10年を経過し、今後できるだけ長く施設を使い続けるため、別途ごみ焼却施設及びリサイクルプラザの長寿命化計画を策定することとします。

2 北後志リサイクルセンター

現状の処理設備等の老朽化が進んでいることから、今後のリサイクル業務の在り方等につい

て関係市町村と検討し、その処理方針を決定することとします。

3 破碎処理施設

5 町村のうち赤井川村を除く 4 町では、破碎機を最終処分場に設置し減容化してから埋立処分をしており、今のところ施設整備の必要性がないことから、現状処理を継続することとします。

第 2 節 処理計画

1 処理対象物

広域連合が処理する一般廃棄物は、次のとおりです。

(1) 生活系廃棄物

- ① 可燃ごみ（紙類、ちゅうかい類、繊維類、草木類）
- ② 不燃ごみ（ビニール類、プラスチック類、ゴム・皮革類、ガラス類、陶器類、石類、金属類）
- ③ 粗大ごみ（最大の辺又は径が 1 メートルを超えるもの、重量が 50 キログラムを超えるもの、0.1 立方メートルの直方体の中に納まらないもの）

(2) 事業系廃棄物

可燃ごみ（紙類、ちゅうかい類、繊維類、草木類）

(3) 資源物

- ① 容器包装廃棄物（缶、びん、紙パック、段ボール、その他紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装）
- ② その他資源物（新聞、雑誌、書籍、その他有用物）

2 処理対象物の排出見込量

(1) 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ

関係市町村における平成 29 年度から平成 33 年度までの可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの排出見込量は、表 3 のとおりです。

表 3 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ排出見込量 (単位：トン)

		年度	29	30	31	32	33
可 燃 ご み	生 活 系	小樽市	15,398	15,047	14,696	14,345	13,994
		小樽市（※その他）	639	635	629	625	621
		積丹町	349	335	322	309	295
		古平町	564	539	516	493	471
		仁木町	420	418	415	413	410
		余市町	2,723	2,677	2,631	2,585	2,539
		赤井川村	150	149	149	149	149
		小 計	20,243	19,800	19,358	18,919	18,479
	事 業 系	小樽市	18,949	18,627	18,323	18,040	17,777
		積丹町	86	84	83	83	82
		古平町	101	94	87	81	75
		仁木町	130	131	132	133	134
		余市町	1,392	1,395	1,398	1,401	1,403
		赤井川村	24	24	23	23	22
小 計	20,682	20,355	20,046	19,761	19,493		
計		40,925	40,155	39,404	38,680	37,972	
不 燃 ・ 粗 大 ご み	小樽市	5,782	5,819	5,848	5,872	5,892	
	積丹町	46	47	47	47	47	
	古平町	117	112	107	103	98	
	仁木町	111	111	112	113	113	
	余市町	1,088	1,130	1,174	1,219	1,266	
	赤井川村	97	98	100	101	103	
	計	7,241	7,317	7,388	7,455	7,519	

※ 小樽市（その他）は、可燃性粗大ごみ（破碎処理物）及び資源物処理残さ等です。

(2) 資源物

平成29年度から平成33年度までの資源物見込量は、表4のとおりです。

表4 資源物見込量

(単位：トン)

年度	29	30	31	32	33
小樽市	9,654	9,618	9,587	9,560	9,535
積丹町	176	178	182	186	189
古平町	224	219	215	211	206
仁木町	257	259	258	261	261
余市町	1,430	1,389	1,349	1,308	1,266
赤井川村	61	61	59	58	57
計	11,802	11,724	11,650	11,584	11,514

※ 資源物見込量は、広域連合が処理する量と関係市町村が独自に処理する量及び集団資源回収による量の合計量です。

3 今後の減量化等の施策

関係市町村は、次のとおり減量化及び資源化の施策を実施するものとします。

- (1) 生活系廃棄物は、今後もリバウンドが生じないように、分別の徹底や資源化などの啓発を行います。また、事業系廃棄物についても、適正処理、排出抑制及び資源化を進めます。
- (2) 生ごみ対策として、積丹町、古平町及び余市町は今後もコンポスト等の購入助成を継続して減量化を促進します。また、赤井川村は、事業系ちゅうかい類の堆肥化等により大幅に事業系ごみが減量化されましたが、今後も事業者の減量化意識の向上を図ります。
- (3) 資源物は、分別収集品目の拡大に取り組むほか、集団資源回収については、小樽市、古平町及び仁木町は助成を継続し、余市町は地域住民の意識啓発を図るなど、活動の拡大及び推進に努めます。
- (4) 小型家電リサイクルは、小樽市、積丹町、古平町及び余市町で今後も公共施設等に回収ボックスを設置して資源化を進めます。

第3節 処理施設の管理及び運営

1 北しりべし広域クリーンセンター（ごみ焼却施設及びリサイクルプラザ）の概要

(1) ごみ焼却施設の処理規模

- ① ごみ焼却炉：197トン/日（98.5トン/日×2炉）
- ② 灰溶融炉：15トン/日（休止中）

(2) リサイクルプラザの処理対象品目等

- ① 資源化リサイクル施設は、缶、びん、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、
 其他有用物（乾電池、蛍光管、スプレー缶）を処理します。

施設規模は、37.8トン/5hです。

- ② 破砕処理施設は、破砕機（低速及び高速）により、粗大ごみ及び不燃ごみを破砕し、金属類を回収した後、適正に処理します。

施設規模は、36トン/5hです。

(3) 余熱利用

ごみ焼却施設の廃熱を回収し、蒸気タービン発電機（出力1,990kW）で発電し、北しりべし広域クリーンセンターの各設備に給電するほか、給湯にも利用します。

(4) 公害防止性能

公害防止性能は、表5のとおりです。排ガス、排水等は国の規制基準値以上に厳しい管理値を設定し、当該地域では規制を受けない騒音・振動・臭気については市街地の規制基準値を管理値として設定しています。

表5 公害防止性能

項目	管理値	基準値
1 排ガス		
ばいじん	g/m ³ N	0.02以下
塩化水素	ppm	0.04以下
硫黄酸化物	ppm	430以下
窒素酸化物	ppm	K値規制（K=8）
一酸化炭素	ppm	250以下
		30以下
		100以下

ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.1以下	0.1以下
2 排水			
生物化学的酸素要求量	mg/L	20以下(協定値)	160以下
化学的酸素要求量	mg/L	30以下(協定値)	160以下
浮遊物質	mg/L	10以下(協定値)	200以下
透視度		30以上(協定値)	—
その他生活環境項目(大腸菌群数ほか)		同右	各排出基準値
健康項目(カドミウムほか)		同右	各排出基準値
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	10以下
3 騒音			
昼間	dB	65以下	当てはめなし
朝・夕	dB	55以下	
夜間	dB	50以下	
4 振動			
昼間	dB	65以下	当てはめなし
夜間	dB	60以下	
5 臭気			
特定悪臭物質(アンモニアほか)ppm		悪臭防止法に基づく規制値(A地域)	当てはめなし
6 溶融スラグ			
溶出基準(カドミウムほか) mg/L		同右	日本工業規格 A5031及びA5032
含有量基準(カドミウムほか)mg/kg		同右	日本工業規格 A5031及びA5032
金属鉄含有量	%	1以下	当てはめなし
ダイオキシン類	ng-TEQ/g	0.25未満	3以下
外観及び物理的性状		同右	日本工業規格 A5031及びA5032
7 集じん灰			
溶出基準(カドミウムほか) mg/L		同右	埋立ての判定基準値
ダイオキシン類	ng-TEQ/g	0.25未満	3以下

2 北しりべし広域クリーンセンターの管理及び運営

(1) 管理及び運営

北しりべし広域クリーンセンターの管理及び運営については、技術が特殊で高度化された施設であること等を踏まえ、建設プラントメーカー系列会社に、一部業務を除き長期包括的性能発注方式により委託しています。

(2) 処理対象品目

関係市町村から排出される生活系及び事業系の可燃ごみ、5町村の家庭から排出される資源物(缶)、小樽市の家庭から排出される不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物を受け入れ、処理します。

(3) 年度別処理計画量

平成29年度から平成33年度までの可燃ごみの処理計画量は表6に、不燃ごみ及び粗大ごみの処理計画量は表7に、資源物の処理計画量は表8に示しているとおります。

表6 可燃ごみ年度別処理計画量

(単位：トン)

年度		29	30	31	32	33
可燃ごみ	小樽市	32,916	32,112	31,317	30,536	29,766
	積丹町	435	419	405	392	377
	古平町	665	633	603	574	546
	仁木町	550	549	547	546	544
	余市町	4,115	4,072	4,029	3,986	3,942
	赤井川村	174	173	172	172	171
	計	38,855	37,958	37,073	36,206	35,346

※ 小樽市は、生活系及び事業系可燃ごみのほか、可燃性粗大ごみ及び資源物処理残さ等を含みます。なお、5町村の可燃ごみは、生活系及び事業系可燃ごみ量です。

表7 不燃ごみ及び粗大ごみ年度別処理計画量

(単位：トン)

年度	29	30	31	32	33
不燃ごみ	2,850	2,805	2,760	2,716	2,673
粗大ごみ	2,932	3,014	3,088	3,156	3,219
計	5,782	5,819	5,848	5,872	5,892

表8 資源物年度別処理計画量

(単位：トン)

年度	29	30	31	32	33
缶・びん	1,267	1,225	1,183	1,141	1,099
プラ・ペット	1,974	1,960	1,946	1,933	1,919
計	3,241	3,185	3,129	3,074	3,018

※ 缶・びんには、その他有用物（蛍光管、乾電池、スプレー缶）が含まれています。

(4) 焼却残さ等

北しりべし広域クリーンセンターから発生する焼却残さ等については、適正に薬剤処理等をした後、関係市町村の可燃ごみ搬入量に応じた量を搬出し、各市町村が埋立処分するものとしてします。

3 北後志リサイクルセンターの管理及び運営

(1) 管理及び運営

5町村から排出される(2)に掲げる処理対象品目は、北後志リサイクルセンターで選別、圧縮及び保管業務を行います。

(2) 処理対象品目

処理対象品目は、びん、ペットボトル、段ボール、紙パック、新聞、雑誌、書籍とします。

(3) 年度別処理計画量

平成29年度から平成33年度までのびん等の処理計画量は、表9のとおりです。

表9 びん等年度別処理計画量

(単位：トン)

年度	29	30	31	32	33
びん	271	264	259	255	248
紙類	896	875	854	833	813
ペットボトル	121	121	122	122	121
計	1,288	1,260	1,235	1,210	1,182

第5章 情報の公開

第1節 ホームページの活用

広域連合のホームページにより、予算、決算等のほか、北しりべし広域クリーンセンターの運転状況等についても情報発信します。

第2節 地域との共生

1 町内会との定期協議

広域連合、関係市町村、桃内町内会及び管理運営受託者の4者で構成する協議会を設置し、定期的に運転状況などの情報開示を行います。

2 施設見学者の受入れ

北後志管内の住民の施設見学を積極的に受け入れ、北しりべし広域クリーンセンターの設置目的と機能を理解してもらうことにより、ごみの分別リサイクルの大切さについて啓発します。

第6章 関係市町村との連絡調整等

広域連合と関係市町村の連携のため、次の会議を組織し、連絡調整を図ります。

1 広域連合会議

広域連合長及び副広域連合長で構成し、広域連合議会の付議事件及び広域連合の事務執行における重要事項の協議を行います。

2 連絡調整会議

関係市町村と予算、条例の制定改廃等について、次の会議により事前協議を行います。

- (1) 関係副市町村長会議
- (2) 関係市町村主管部課長会議

第7章 広域計画の期間及び変更

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までとします。計画は5年毎に見直しますが、必要と認める場合には変更することができます。